

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第2号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2			別表第2		
	所在地	学校・共同調理場名		所在地	学校・共同調理場名
小学校	(略) 榛原郡川根本町上長尾 1000	(略) <u>中央小学校</u>	小学校	(略) 榛原郡川根本町上長尾 1000	(略) <u>三ツ星小学校</u>
	<u>榛原郡川根本町下長尾</u> 281	<u>中川根南部小学校</u>			
(略)			(略)		
別表第3			別表第3		
	所在地	学校・共同調理場名		所在地	学校・共同調理場名
小学校	(略) 賀茂郡西伊豆町田子 1320	(略) 田子小学校	小学校	(略) 賀茂郡西伊豆町田子 1320	(略) 田子小学校
	<u>榛原郡川根本町徳山100</u>	<u>中川根第一小学校</u>			
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。